

(株)スプール入会申込書
(カメラ及び関連機材賃貸借基本契約書)

(個人会員用)

- 会員登録 (3年更新 / 更新料無料)
 - * 一般会員 (入会金 ¥2,000)
「スプール」のプライスリスト記載の全ての機材が使用可能
 - * 共通会員 (入会金 ¥5,000)
「スプール」及び、提携レンタルショップ「優美レンタル」の
プライスリストの全ての機材が使用可能。

- 必要書類
 - * 入会登録申込書 (要保証人)
 - * 身分証明書 (写真の入った物。運転免許証等)

(株)スプール会員規約
(契約条項)

(A)

※下記の条文を必ずお読みになり、下記右下の借主欄と、(B・C) ページの申込書と契約書に必要事項を全てご記入捺印の上、弊社へ直接ご持参下さい。

第一条【契約目的】

賃借人を乙とし、賃貸人株式会社スプールを甲とし、甲乙相互間にカメラ及び関連機材の賃貸借を行うために、本契約をその基本契約として締結する。

第二条【契約金】

乙は本契約の締結に際し、契約金の意味をもってスプール入会金、金二千円又は金五千円を甲に支払うこととする。これによって、乙は甲の示す規定に従って、甲の所有するカメラ及び関連機材を借用しうる資格を所持する。

第三条【会員証交付】

機材の賃貸借を正確に履行するために、本契約の成立に従い甲は乙がスプールの会員であることを証する会員証を発行し乙に交付する。なお会員証の住所、勤務先及び電話番号等の変更は直ちに連絡すること。

第四条【賃貸手続】

乙は甲の所有するカメラ及び関連機材を賃借利用する場合には、次の手続きを必要とする。甲の発行したスプールの会員証を甲に提示して、会員であることを証明すること。

第五条【会員の認定】

甲はスプールの会員証持参者を会員又は会員の代行者と認める。会員証持参者が会員又は会員の代行者として機材借用を申し込んだ場合、はなはだ不自然でない場合は、甲はその者を会員の代行者と認め機材の賃借を行うことがある。そのときは、よって生じた事故に対する責任は乙が負担する。

第六条【会員証の保管】

乙は会員証の責任ある保管者でなくてはならない。紛失や盗難などによって失われた場合には、直ちに甲に通知し、その会員証に基づく賃貸借の停止を求めなくてはならない。甲が乙より通知を受ける以前にすでに使用されていて、それによって発生した事故のある場合は、乙の責任において処置しなくてはならない。

第七条【貸出し制限】

下記の場合には、会員であっても機材の貸出しが受けられない場合がある。

- (イ) 甲の提示するリスト以外の物品。
- (ロ) 他の会員の使用便宜をさまたげるようなおそれのある場合。
- (ハ) 機材が正規の使用法に従い、誠実に使用されないおそれのある場合。
- (ニ) 乙又は連帯保証人に機材の紛失、破損に対して担保能力が失われ、又はそのおそれのある場合。

第八条【賃貸借実務】

甲乙相互間に行われるカメラ及び関連機材の賃貸借の実務は下記の規定に従う。

- (イ) 乙が機材を借り受ける場合には、あらかじめ甲に在庫の有無を照会されたい。さらに前もって借用期間を予約されるのが最も安全である。
- (ロ) 賃料には別に定める料金表によって行う。1日24時間を単位として、24時間を超える端数のある場合には、原則としてさらに1日分として加算する。借入れに際しては、乙は甲に返還予定日時を申出て、それまでの賃料を前納するものとする。なお、料金は物価情勢や機材の需給状況の変化によって、予告なく変更されることがある。
- (ハ) 乙は機材の使用については、甲に対する善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。まず乙は甲より賃借する機材を受取る際は、各部の点検をしなければならない。貸出し後の事故(機材の故障、損傷、盗難、置き忘れ、等)については全額乙の負担とする。なお機材の貸出し後の自然故障については甲、乙共にそれに付随する責任義務はないものとする。
- (ニ) 機材に付属するバッテリーの消耗から使用不可になった場合のレンタル料不払いは認められない。スベアバッテリーは賃借人の責任において用意すること。
- (ホ) 乙は甲より賃借したカメラ及び関連機材を、必ず約束した日時までに持参の上返還しなくてはならない。やむ得ざる事情により遅延が予知される場合には必ず甲に連絡をとり、承認を得なくてはならない。

第九条【会員取消】

乙が本契約に違反したときは、甲は催告なく直ちに本契約を解除し、同時にスプール会員である資格をも取消すことができる。また、他のスプール提携レンタルショップにおいて契約違反をおこした場合でも、会員取消しとする事がある。

第十条【契約期間】

本契約の期間を3カ年とする。期間満了後に相互に異議のない場合にはさらに本契約を継続するものとする。連帯保証人は契約人と共に責任をもって本契約を誠実に履行するものとする。

第十一条【補足】

本契約に定めのない事項については民法その他の法令に従う。

(甲) 貸主：株式会社 スプール

〒106-0031 東京都港区西麻布 1-8-17-101
TEL.03-6447-2020 FAX. 03-6447-2025

上記の条文に同意致します。

(乙) 借主： 捺印

住所：〒

TEL.

FAX.

(B)

スプール入会申込書（個人用）

申請者記入欄

申込日：西暦 年 月 日

氏名		印	生年月日		年齢	性別
			西暦	年 月 日	才	男・女
住所 (自宅)	〒	TEL		配偶者		
		FAX		有・無		
		携帯電話				
勤務先						
勤務先 住所	〒	TEL				
		FAX				
所属団体	<input type="checkbox"/> JPS <input type="checkbox"/> APA <input type="checkbox"/> その他 ()					
紹介者						

連帯保証人記入欄

氏名		印	生年月日		年齢	性別
			西暦	年 月 日	才	男・女
住所	〒	TEL		配偶者		
		FAX		有・無		
		携帯電話				
勤務先			申請者との関係 (続柄)			
勤務先 住所	〒	TEL		内線		
		FAX				

スプール記入欄

--	--	--	--

(C)

カメラ及び関連機材賃貸借契約書

西曆 年 月 日

貸主：住所 〒 106-0031 東京都港区西麻布 1-8-17-101

(甲) TEL 03-6447-2020 FAX 03-6447-2025

氏名 株式会社 スプール

代表取締役 岩佐 正明

借主：住所 〒

(乙) TEL FAX

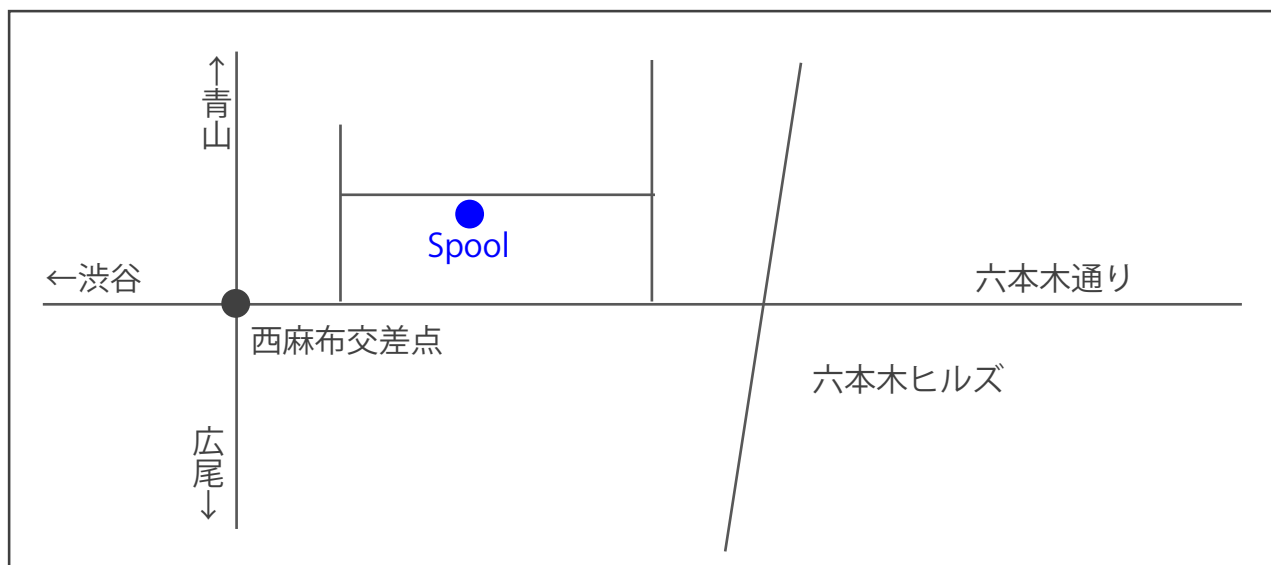
氏名 印

連帯保証人：住所 〒

TEL FAX

氏名 印

スプール アクセスマップ



株式会社 スプール

〒106-0031 東京都港区西麻布 1-8-17-101
TEL 03 (6447) 2020 FAX 03 (6447) 2025

【営業時間】

月曜日～木曜日	9:30～18:30
金曜日	9:30～19:30
第1・第3土曜日	9:30～18:30

【休業日】

日曜日、祭日 及び 上記以外の土曜日